

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 の 公 告

公告期日： 令和7年11月20日

(執行者)
住 (居) 所： 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
氏名又は名称： 見附市長 稲田 亮

国税徴収法第95条の規定により、下記のとおり、差押財産を公売することを公告する。
併せて、国税徴収法第99条の規定により、当該公売に係る公売財産の見積価額等を公告する。

記

区 分		内 容
公売財産の 内 容 等	名称、性質 及び所在等	別紙1のとおり
		ー以下余白ー
	数 量	別紙1のとおり
公売の内容	見 積 価 額	別紙1のとおり
	公売保証金	別紙1のとおり
	公売 の 方 法	期日入札
	参加申込期間	令和7年12月19日（金曜日）午前 9時00分から 令和7年12月19日（金曜日）午前 9時20分まで
	入 札 期 間	令和7年12月19日（金曜日）午前 9時30分から 令和7年12月19日（金曜日）午前10時00分まで
	公売 の 場 所	見附市役所大会議室
	売却決定期日	令和7年12月19日（金曜日）午前11時30分
	売却決定場所	見附市役所大会議室
	代金納付期限	令和7年12月19日（金曜日）午後 3時00分
	買受人の資格 要 件 等	本件滞納者及び滞納者と直接若しくは間接的に関係を有する者又は法による買受制限の有る者の 買受入札はできない。
公売財産上に権利を有する 者（配当を受けることがで きる権利者）等の権利の内 容の申し出について	その他重要な 事 項 等	上記公売財産の売却区分の番号毎に公売する。入札は売却区分の番号毎にそれぞれ行うこと。
〔 そ の 他 〕		
1 この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条の規定に該当する者及び同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。		
2 公売財産の入札をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。		
3 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければすることができません。		
4 一度行った入札は、変更又は取消しはできません。		
5 公売財産の売却決定は、見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行います。最高価額申込者に係る入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって売却決定します。		
6 最高価額の入札者が複数あるときは、開札（最高価決定）後、直ちに公売場所においてそれらの者による追加入札を行います。但し追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。		
7 見積価額に達した入札書等がない場合には、直ちに再度入札又はせり売りを実施することがあります。		
8 公売財産に係る市税等徴収金の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。		
9 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。		
10 見附市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。		
11 公売財産が滞納者等に保管されているときは、見附市が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産を受け取ってください。この場合、上記売却決定通知書の交付により、見附市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。なお、代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、保管人より保管料の支払いを求められることがあります。また、執行機関が公売財産を占有している場合、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要です。		
12 公売財産が不動産の場合、見附市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵の引渡しなどは買受人で行ってください。また、隣地との境界確定は買受人と隣地所有者との間で行ってください。		
13 公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものについては、登録免許税額に相当する印紙若しくは現金の領収書を代金納付期限までに提出してください。		
14 上記13については、別途交付する「所有権移転登録請求書」と共に買受代金納付期限までに提出してください。		
15 公売公告の内容は、見附市市民税務課で閲覧することができます（現品によりがたいものはサンプル写真等を供覧します。）。		
16 その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。		
17 入札者等の自己に関わる情報等が第三者に知られもしくは不正に使用される等により損害を受けた場合執行機関は何ら補償しません。		
18 公売公告後、買受代金納付期限までに交付が可能なことが判明し、買受人から交付請求があった場合は、適格証明書（インボイス）を交付します。		
19 買受人は入札人心得書及び公売財産を熟覧の上、公売に参加してください。その他不明な点については、見附市市民税務課管理税収係（TEL0258-62-1700 内線125）に問い合わせてください。		

公 売 財 産 明 細 書 (動 産)

[illegible]